

民生児童委員・主任児童委員は 地域における相談・支援のボランティアです

このたび一斉改選によって、297名の民生児童委員・主任児童委員が厚生労働大臣から委嘱されました。平成25年12月1日から平成28年11月30日までの間、「住民の立場に立った相談・支援者」として、重要な役割を担います。

民生児童委員とは

民生児童委員は民生委員と児童委員を総称した呼び方です。

民生委員は民生委員法により設置が定められ、児童委員・主任児童委員は児童福祉法によって民生委員が兼ねることとなっています。

委員は、地域を守り、地域住民の身近な相談相手、専門機関へのつなぎ役です。住民の生活状態を必要に応じ適切に把握し、生活に関する相談に応じます。住民がそれぞれの能力に応じて自立した日常生活が営めるように、助言や情報の提供などの生活支援活動に取り組みます。厚生労働大臣から委嘱され、任期は3年間です。



主任児童委員とは

児童の福祉に関することを専門的に担当する民生児童委員です。

児童相談所など児童福祉関係の機関と地域の担当民生児童委員等との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助や協力を行い、子育ての支援や児童健全育成などに取り組んでいます。

悩み事がある場合には

家族や生活、健康上のことなどについては、お住まいの地域を担当する委員にお気軽にご相談ください。プライバシーや基本的な人権を尊重しながら、親身になって相談相手となり、解決への糸口を探します。

職務を遂行するにあたっては、個人の人格を尊重して秘密を守り、差別的または優先的な取り扱いをすることはありません。さまざまな相談や指導を行うことができるよう委員を対象に定期的に研修会等も開催しています。

改選された民生児童委員・主任児童委員は
8～11ページに掲載されています。

相談窓口	連絡先
民生児童委員・主任児童委員	8～11ページをご覧ください
市庁舎別館社会福祉課 総務福祉係	TEL0897-52-1288 (直通)
東予総合支所市民福祉課 福祉係	TEL0898-64-2700 内線146
丹原総合支所市民福祉課 市民福祉係	TEL0898-68-7300 内線281
小松総合支所市民福祉課 市民福祉係	TEL0898-72-2111 内線122